



A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

4 住所や世帯が変わったとき

住所や世帯<一緒に住んでいる人>が変わったとき、市役所や区役所に知らせなければいけません。

あなたが世帯主<一緒に住んでいる家族の代表>が市役所や区役所へ行ってください。

4-1 住所が変わったとき

中長期在留者は住所が変わったとき「転出届」、「転入届」、「転居届」を出さなければいけません。それから「住居地届出書」も出してください。でも一緒に住んでいる人みんなの在留カードを出したら「住居地届出書」は出さなくてもいいです。

(1) 転出届

新しいところへ引っ越し前に、今住んでいるところの市役所や区役所に「転出届」を出してください。そして「転出証明書」をもらいます。

だれ	ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
1 本人(引っ越しする人)	1 転出届(市役所や区役所にあります)	引っ越しする前のところの市役所や区役所	引っ越し前	いりません。
か世帯主	2 本人かどうかわかるもの(免許証や国民健康保険証など)	区役所		
2 本人と一緒に住んでいる人	3 他の人にたのむとき委任状が必要ですが	ゆうびんおく(郵便で送ることができるところもあります)		
3 本人がたのんだ人				

(2) 転入届と住居地変更の届出(違う市に引っ越ししたとき)

違う市に引っ越ししたときは、新しく住む市の市役所や区役所で「転入届」と「住居地変更の届出」を出してください。引っ越しから、14日以内にしてください。





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつこのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

だれ	ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
1 本人(ひっこした人)か 世帯主	1 転入届(市役所や区役所にあります。) 2 ひっこした人 みんなの 在留カード(外国人登録証明書) 3 世帯主ではない人: あなたと世帯主との関係がわかるもの	あたらしいす 新しく住む ところの市役所や区役所	ひっこした日 から 14日 以内	いりません。
2 本人と一緒に 住んでいる人	4 転出証明書(前に住んでいた市で もらってください)			
3 本人がたのんだ人	5 本人かどうかわかるもの(免許証や国民健康保険証など) 6 他の人にたのむとき委任状が必要です。			

(※)ひっこしたところの市役所や区役所があなたの在留カードに新しい住所を書きます。

(3) 転居届と居住地変更の届出(同じ市の中でひっこしたとき)

いますしなか
今住んでいる市の中で、ひっこしたとき市役所や区役所で「転居届」と「居住地変更の届出」を出してください。

だれ	ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
1 本人(ひっこした人)か 世帯主	1 転居届(市役所や区役所にあります) 2 ひっこした人 みんなの 在留カード(外国人登録証明書) 3 世帯主ではない人: 世帯主との関係がわかるもの	しやくしよ 市役所や くやくしよ 区役所	ひっこした 日から 14 日以内	いりません。
2 本人と一緒に 住んでいる人				
3 本人がたのんだ人	4 本人かどうかわかるもの(免許証や国民健康保険証など)			





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつこのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

	じぶん ほか ひと い 5 自分のかわりに他の人に行ってもらおうと いにんじょう ひつよう きは委任状が必要です。		
--	--	--	--

(※)ひっこしたところの市役所や区役所はあなたの在留カードに新しい住所を書きます。

けっこん りこん
4-2 結婚するとき、離婚するとき

けっこん りこん
([C 結婚・離婚](#) をみてください)

けっこん こんいんとどけ だ りこん りこんとどけ だ けっこん りこん ふたり
結婚するとき、「婚姻届」を出します。離婚するとき「離婚届」を出します。結婚する(離婚する)2人
す しやくしょ くやくしょ だ じゅうしょ
の住んでいる市役所や区役所にします。どちらの住所でもいいです。

ふたり なか ひとり がいこくせき ふたり がいこくせき にゅうこくかんりきよく たいしかん りょうじかん し
2人の中で1人が外国籍、2人とも外国籍のとき、入国管理局と大使館や領事館にも知らせ
なければなりません。

こ う
4-3 子どもが生まれたとき

ざいりゅうしかく あか こ
([B 在留資格2-8](#)、[H赤ちゃんと子ども2](#) をみてください)

こ う しゅっしょうとどけ だ こ う どう かあ
子どもが生まれたとき「出生届」を出します。子どもが生まれたところか、お父さんとお母さんが
す しやくしょ だ
住んでいるところの市役所にします。

どう かあ がいこくせき ふたり がいこくせき にゅうこくかんりきよく たいしかん
お父さんかお母さんかどちらかが外国籍のとき、2人とも外国籍のときは、入国管理局と大使館や
りょうじかん し
領事館にも知らせなければなりません。

ちゅうちゅうぎざいりゅうしゃ こ にほん す ちか にゅうこくかんりきよく ざいりゅうしかく しんせい
中長期在留者の子どもが日本に住みたいときは近くの入国管理局で在留資格の申請をし
ます。そのとき「出生証明書」と「出生届受理証明書」を持って行ってください。

しゅっしょうとどけ しやくしょ くやくしょ だ あと ざいりゅうしかく しんせい じゅうみんひょう うつ
もし出生届を市役所や区役所に出した後で在留資格の申請をするときは「住民票の写
し」か「住民票記載事項証明書」を持って行ってください。そうすれば在留資格をもらった後、市役
しよ くやくしょ じゅうきよち とどけで
所や区役所に「住居地の届出」をしなくていいです。

し
4-4 死んだとき

てつづ
([D いろいろな手続き4](#) をみてください)

ひと し し ひと かぞく す しやくしょ くやくしょ しほうとどけ だ
人が死んだところか、死んだ人の家族が住んでいるところの市役所や区役所に「死亡届」を出しま





あた ら ざいりゅう せいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

し ひと ざいりゅう ちか にゅうこくかん りきょく かえ たいしかん りょうじかん し
す。死んだ人の 在留カードを 近くの 入国管理局に 返して ください。また大使館や 領事館にも 知ら
せなければなりません。